

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

(号外特第56号)

報 官

1 令和2年5月1日 金曜日

## 目次

### (省 令)

- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九六)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一五)

### (告 示)

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件(内閣府七一)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号二の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件(内閣府・財務七)
- 株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件(財務・厚生労働二)
- 株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件(財務・農林水産・経済産業八)

## 省 令

○厚生労働省令第九十六号  
雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年五月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 第十五条の四の三 第二百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間(以下この条において「対象期間」という。)の初日が令和二年一月二十四日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限り。以下この条及び附則第十七条の二の三第二項第一号において同じ。)に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの(以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。)に係る対象期間(次項及び第十項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。)については、第二百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に実施された第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等(当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。以下この条において単に「休業等」という。)の日数は、同条第三項ただし書に規定する基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附則 第十五条の四の三 第二百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間(以下この条において「対象期間」という。)の初日が令和二年一月二十四日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限り。以下この条及び附則第十七条の二の三第二項第一号において同じ。)に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの(以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。)に係る対象期間(次項及び第八項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。)については、第二百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に実施された第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等(当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。第四項及び第六項において単に「休業等」という。)の日数は、同条第三項ただし書に規定する基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。</p> <p>3 (略)</p>

4 新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。

5 新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号のいずれにも該当するもの（次項又は第七項に該当する事業主を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「四分の三（中小企業事業主にあつては、十分の九）」とする。

一 令和二年一月二十四日から第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間の末日までの間（以下この条において「基準期間」という。）において、同項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二 (略)

6 令和二年四月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等に関し、新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号

4 新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。

5 新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「四分の三（中小企業事業主にあつては、十分の九）」とする。

一 令和二年一月二十四日から第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間の末日までの間（次号において「基準期間」という。）において、同項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二 (略)

(新設)

のいずれにも該当するもの（次項に該当する事業主を除く。）に対する第四項の規定の適用については、同項中「算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「算定した額のうち、職業安定局長が定める方法により算定した額の五分の三までの部分の額の十分の九の額に、当該職業安定局長が定める方法により算定した額の五分の三を超える部分の額を加えた額」とする。

一 基準期間において、第百二条の三第一項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二 第百二条の三第一項第一号イの事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

三 中小企業事業主であること。

四 第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る手当又は賃金の支払率（就業規則その他これに準ずるものにより算定した当該手当又は賃金の支払の基礎となつた期間における平均賃金に占める支払った休業等に係る手当又は賃金の割合をいう。次項第四号において「休業手当等支払率」という。）が五分の三を超える事業主であること。

7 令和二年四月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等に関し、新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて次の各号のいずれにも該当するものに対する第四項の規定の適用については、同項中「算定し

(新設)

た額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額」とあるのは「算定した額」とする。

一 基準期間において、第百二条の第三項第一号イの事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇した事業主（労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二 第百二条の第三項第一号イの事業所において役務の提供を行つていた派遣労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者であつて基準期間内に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていと認められる事業主であること。

三 中小企業事業主であること。

四 休業手当等支払率が一以上又は休業等に係る手当又は賃金が基本手当日額の最高額を超える事業主であること。

五 新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要があるものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主であること。

8 | 10 | (略)

6 | 8 | (略)

附 則  
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和二年四月八日以降に開始した同令第百二条の第三項第一号イに規定する休業等について適用する。

2 令和二年四月八日前に開始したこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第百二条の第三項第一号イに規定する休業等に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七條第一項及び第六項、第十四條第一項及び第六項、第十四條の四第一項及び第六項並びに第十五條の二の五第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六條第一項第二号ロ(3)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月一日

環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（二）一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でない）と環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第二条の三第十号において同じ。）に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p>	<p>（一）一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十三（新規）</p>
<p>（一）一般廃棄物処分業の許可を要しない者</p> <p>第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>（一）一般廃棄物処分業の許可を要しない者</p> <p>第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p>

十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）

（令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量）

第七条の八 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

四 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。第七号において同じ。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、七十）を乗じて得られる数量とする。

五 一六 (略)

七 汚泥（令第六条第三号トに規定する有機性の汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいい、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産

（新規）

（令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量）

第七条の八 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

四 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、七十）を乗じて得られる数量とする。

五 一六 (略)

（新規）

業廃棄物を除く。）、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、事業者（自らがその産業廃棄物の処分又は再生を行う者に限る。第三項において同じ。）又は優良産業廃棄物処分業者が、これらの廃棄物を処分又は再生のために保管する場合であつて、その保管が新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、当該施設の日当たりの処理能力に相当する数量に三十五を乗じて得られる数量とする。

3 12 (略)

事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十）」とあるのは「四十九（アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十二）」とする。

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 再生利用されることが確実であると都道府県知事（当該都道府県内の一の指定都市の長等（令第二十七条に規定する指定都市の長等をいう。以下同じ。）の管轄

2 (略)

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの

区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る指定及び指定都市の長等の管轄区域内において積替えを行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る指定にあつては、指定都市の長等。以下この号、第十四号及び第十條の十一第六号において同じ。）が認められた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたいもの

三十三 (略)

十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二條第一項に規定する産業廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でない）と環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第十條の三第十号において同じ。）に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（産業廃棄物処分業の許可を要しない者）

第十條の三 法第十四條第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 再生利用されることが確実であると都道府県知事（指定都市の長等の管轄区域内において業として行おうとする産業廃棄物の処分に係る指定にあつては、指定

三十三 (略)

(新規)

都市の長等。以下この号、第十号及び第十條の十五第四号において同じ。）が認められた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの

（産業廃棄物処分業の許可を要しない者）

第十條の三 法第十四條第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの

都市の長等。以下この号、第十号及び第十條の十五第四号において同じ。）が認められた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの

三十九 (略)

十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二條第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第十條の十一 法第十四條の四第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一五 (略)

六 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二條の二第一項に規定する特別

三十九 (略)

(新規)

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第十條の十一 法第十四條の四第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一五 (略)

(新規)

管理産業廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でない）と環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第十條の十五第四号において同じ。）に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（特別管理産業廃棄物処分量の許可を要しない者）

第十條の十五 法第十四條の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二條の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二條の七の十七 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

（特別管理産業廃棄物処分量の許可を要しない者）

第十條の十五 法第十四條の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

(新規)

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二條の七の十七 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合に  
あつては次に掲げるいずれかの書類  
イ・ロ (略)  
ハ 第二条の三第一号、第二号、第四号、  
第六号又は第十号に該当する者である  
ことを示す書類  
二・ホ (略)

二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合に  
あつては次に掲げるいずれかの書類  
イ・ロ (略)  
ハ 第二条の三第一号、第二号、第四号  
又は第六号に該当する者であることを  
示す書類  
二・ホ (略)

告

示

○内閣府告示第七十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六條第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七條第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和二年五月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金（当該都道府県内の市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に交付するものに限る。）及び子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金（当該都道府県内の市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号、以下「法一」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理

二 法第六條第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三 法第七條第一項第一号、第二号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四 法第七條第一項第一号、第二号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の指示に係る通知

五 法第八條の規定による決定の通知

六 法第十條第四項において準用する法第八條の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

七 法第十二條の規定による状況報告の受理

八 法第十三條第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

九 法第十三條第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知

十 法第十四條の規定による実績報告の受理

十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知

十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知

十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業に係る実績報告の受理

十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知

十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知

十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知

十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○内閣府 告示第七号  
沖繩振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)第四条第一号二の規定に基づき、主務大臣が指定する感染症等を次のように定め、令和二年五月八日から令和三年三月三十一日まで適用し、沖繩振興開発金融公庫法施行令第四条第一号二の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件(令和二年財務省告示第一号)は、令和二年五月七日限り廃止する。

令和二年五月一日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
財務大臣 麻生 太郎

1 沖繩振興開発金融公庫法施行令(以下「令」という。)第四条第一号二に規定する主務大臣が指定する感染症は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)とする。

2 令第四条第一号二に規定する生活衛生関係営業であつてその営業を営む相当数の者の営業について衛生水準の維持向上に著しい支障が生じているものとして主務大臣が指定するものは、食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)第五十二条の規定により許可を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業、理容業(理容師法(昭和二十二年法律第百三十四号)第十一条の規定により届出をして理容所を開設することをいう。)、美容業(美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第一条第二項に規定する興行場営業のうち、映画、演劇又は演芸に係るもの、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第二項に規定する浴場業並びにクリーニング業法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二条第一項に規定するクリーニング業とする。

○財務省 告示第二号

厚生労働省 告示第二号  
株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。)第八条第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する感染症等を次のように定め、令和二年五月八日から令和三年三月三十一日まで適用し、株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件(令和二年財務省告示第一号)は、令和二年五月七日限り廃止する。

令和二年五月一日

財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 加藤 勝信

1 令第八条第三号に規定する主務大臣が指定する感染症は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)とする。

2 令第八条第三号に規定する生活衛生関係営業であつてその営業を営む相当数の者の営業について衛生水準の維持向上に著しい支障が生じているものとして主務大臣が指定するものは、食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)第五十二条の規定により許可を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業、理容業(理容師法(昭和二十二年法律第百三十四号)第十一条の規定により届出をして理容所を開設することをいう。)、美容業(美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第一条第二項に規定する興行場営業のうち、映画、演劇又は演芸に係るもの、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第二項に規定する浴場業並びにクリーニング業法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二条第一項に規定するクリーニング業とする。

○財務省 告示第八号

農林水産省 告示第八号  
株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十七条第二項の規定に基づき、危険対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、  
令和二年五月一日  
財務大臣 麻生 太郎  
農林水産大臣 江藤 拓  
経済産業大臣 梶山 弘志

1 株式会社宮上組合中央金庫が危険対応業務を行う営業所又は事務所の所在地  
(一) 変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：(新設) 郵便番号：(新設) 所在地：(新設) 電話番号：(新設)	営業所又は事務所の名称：本店営業部池袋出張所 郵便番号：171-0022 所在地：東京都豊島区南池袋1-21-10 電話番号：03-6844-6112

(2) 変更年月日  
令和二年五月一日

(3) 変更の理由  
出張所新設のため

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒105-8445 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号 1部 1月 六四円 送料 四三円 送料 三〇円
別	